

向陽学府小中一体校 開校準備だより



令和7年3月10日発行
第13・14号
向陽学府小中一体校
開校準備委員会

第13回向陽学府小中一体校開校準備委員会を令和6年10月1日（火）に、第14回向陽学府小中一体校開校準備委員会を12月17日（火）に磐田市役所西庁舎にて開催し、向陽学府小中一体校の校章デザインについて協議をしました。向陽中学校の生徒から応募のあったデザイン案について、学府の全小中学生にアンケートをとり、その結果を基に検討を進めました。デザインについてはまとまりましたが、色等の細部についての最終決定は次回となりました。決定次第、開校準備だよりで報告する予定です。

第13回では学校と地域のつながりの創出について、現状、学校と地域がどういったつながりを持っているのか、それぞれの立場から意見交換をしました。令和8年度の開校時に、各地域とのつながりを継続した学校となるよう、今後も話し合いの場を持つことを確認しました。

また、第14回では、以下の点について、それぞれから報告いただき、情報共有をしました。

- 《報告事項》 ・磐田市立学校の通学のあり方検討委員会の報告
- ・令和7年度 向陽中学校の水泳授業について
- ・閉校記念行事について（大藤小学校、向笠小学校、岩田小学校）



磐田市立学校の通学のあり方検討委員会の報告

今年度、昨今の急激な気候変動、特に夏季の酷暑の中での通学の現状について、市内全域から有識者、自治会連合会代表、学校代表、保護者代表の皆様にご依頼し、児童生徒の安全な通学のあり方について協議・検討が行われ、その結果が提言書として教育委員会に提出されました。



大きく2点提言され、その内の一つ「一体校が建設される学府の通学について」の中では、令和2年8月の磐田市スクールバス運行検討委員会報告にある、小中学校の通学距離の基準を指針としながらも、一体校が建設される場所や、地理的な特徴などを踏まえ、児童生徒の安全を十分に確保するために「特別な配慮が必要」と考えられる場合は、協議した上で、特別な配慮を適用することが提言されました。

特別な配慮の具体例として「国の基準にとられないスクールバスの運行」「公共交通機関の利用」「有償のスクールバスの運行」「送迎による通学や送迎場所の確保」「コミュニティバス運行の可能性」などが挙げられましたが、各学府の実態が大きく異なるため、十分に協議すること、また、一体校が建設される学府の通学は、重要課題ととらえ、構想の段階から熟考することなども提言されました。

提言書等の詳細な内容は、こちらのQRコードを読み取り磐田市教育委員会のホームページからご確認ください。



これらの事を受け、向陽学府においても特別な配慮が必要であると判断し、次の2点について検討を始めています。

- ① 国の基準を超える地区に加え、基準を超えないまでも、遠距離通学となる地区には、スクールバスが利用できるよう整備を検討する。
- ② 家庭での送迎が可能となるよう送迎場所の確保を検討する。

スクールバス試乗会

令和7年1月28日（火）に開校準備委員会の委員で、スクールバスの試乗会を行いました。



試乗会では、開校後、実際に使用するバスを使い、バスの仕様（定員や置き去り防止装置等）、現在想定されている乗降場所・ルートの確認をしました。未確定の部分もある中での試乗ではありましたが、児童生徒がどのような形でバス通学をするのかを体験することで、開校までにやるべき事項の再確認をすることができました。

向陽学府小中一体校建設工事進捗状況

令和6年7月下旬から始まった一体校の建設工事も約半年が経過しました。

現在は、屋内運動場の改修が完了し、新校舎棟については、2階床のコンクリート型枠の組立てまで進んでいます。

磐田市教育委員会のホームページでも進捗状況について、1ヶ月毎に現地の写真を掲載してお知らせしています。

工期は令和8年1月30日、今年度中には、2階床のコンクリート打設まで完了する予定です。

磐田市教育委員会のホームページもご覧ください。



令和7年2月中旬の様子

向陽小・中学校への通学に関する説明会



1月30日（木）～2月28日（金）にかけて、向陽学府内の各小中学校で計7回、保護者を対象に令和8年度からの通学方法についての説明会を行いました。説明会後にいくつかのご質問をいただきましたので、以下の点について補足させていただきます。

スクールバス対象地域について

磐田市では、令和元年度～2年度にかけて検討委員会を開催し、一体校化により通学距離の基準を上回る場合、児童生徒の心身の負担及び保護者の負担の軽減を図るため、スクールバスの運行による通学支援を行うこととしました。

【スクールバス支援の基準】

小学校はおおむね4km、中学校はおおむね6kmを超える距離。ただし、1km以上の坂道（勾配6%）が通学路にある場合は、小学校はおおむね3km、中学校はおおむね4kmを超える距離を基準としています。

【スクールバス利用者の範囲の指定方法】

集団登校班や同一自治会における公平感等から自治会単位での指定。距離の測定方法は自治会内で一体校から最も遠い現住家屋までの経路で、基準の距離を超える自治会の範囲を指定しています。

以上から、基準を超える自治会単位でスクールバス対象範囲として指定しています。また、向陽学府小中一体校の開校に合わせてスクールバスの運用が開始されるため、基準を満たす場合は令和8年度から中学生もスクールバス利用が可能となります。

新たに設定するスクールバス乗降場所について

向陽学府の特別な配慮として追加設定する乗降場所については、基準を超えないまでも、遠距離通学となる地区をカバーすることを目的に設定するものです。そのため、設定場所の自治会の小学生のみが使用することは想定しておらず、近隣のバス利用を希望する小学生が利用することを想定しています。

今回の説明会では、スクールバスの概要について説明させていただきました。スクールバスの運行については、今後、保護者の皆様のご意見を聞きながら協議・決定をしていきます。

疑問やご意見等ありましたら **学校づくり整備課（下記連絡先）**までご連絡ください。

事務局 連絡先 磐田市教育委員会事務局 教育部 学校づくり整備課 学府一体校グループ
TEL : 0538-37-2115 FAX : 0538-36-1517 E-mail : gakufu@city.iwata.lg.jp

